

## 全量固定価格買取制度の最新動向：賦課金の減免措置の運用細則が明らかに

新エネルギー・国際協力支援ユニット  
新エネルギーグループ 主任研究員  
伊藤 葉子

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、特措法）に基づく再生可能エネルギー電力の固定価格買取制度（以下、買取制度）に関する政省令案が発表された（5月16日から5月24日までパブリックコメント受付）。

買取制度の運用について注目すべき事項は多数あるが、そのひとつに電力多消費産業に対する費用負担（賦課金）の減免措置（特例措置）に関する細則がある。特措法は、賦課金に係る特例として、売上高あたりの電気使用量（原単位）が高い事業を行っており電気使用量の多い事業所について、賦課金を減額することを定めている。今般の政省令案にその適用基準が具体的に示され、特措法の規定を含む特例措置の概要は下記のとおりとなっている：

- 対象事業として認定される条件として、製造業は原単位（上述）が平均の8倍を超える事業、非製造業は同14倍を超えること；
- その上で減免措置が適用される事業所として認定される条件は、当該事業を行う事業所で、当該事業の年間電気使用量が100万kWh以上であり、当該事業による電気消費量が事業所全体の電気使用量の過半を超えること；
- これらの条件を満たす事業所の賦課金は、通常の賦課金から80%を減額。

産業の国際競争力維持を目的とした特例措置は、買取制度により再生可能エネルギーの導入拡大を推進してきたドイツにおいても2003年より施行されている。現行法（2012年改正法）が定める特例措置は、直近の会計年度の年間電力消費量が100万kWh超で、電力費用が総付加価値に占める割合が14%以上の企業を対象とし、100万kWh超1000万kWhまでの消費分に対しては賦課金の90%、1000万kWh～1億kWhまでの消費分に対しては99%減額、1億kWh以上は0.05円に固定する等となっている。

こうした日本及びドイツの特例措置には、企業による省エネルギーのインセンティブについて課題がある。原単位及び電気消費量の閾値を基準に特例措置の適用可否が決まるため、賦課金が増加するにつれ、基準を満たすか否かの利害得失が大きくなり、しきい値の“境界”付近の事業者には特に、省エネルギーのインセンティブを削ぐ可能性があるという点である。ドイツの買取制度の賦課金は、2004年には0.54円/kWhであったが、2012年には3.592円/kWhと上昇しており、特例措置による負担軽減の度合いが増している。

日本の買取制度における賦課金は、現時点では初年度において0.2円～0.4円/kWhと試算されているが、今後賦課金が増加すれば、電力多消費産業の負担額は、特例措置の適用

可否によりさらに大きく左右されることになる。今後は産業に与える経済影響を抑えつつ、エネルギー利用に適切なインセンティブを発することができるよう、費用負担のあり方についても制度設計の工夫が求められよう。

お問い合わせ：[report@tky.ieej.or.jp](mailto:report@tky.ieej.or.jp)